

議案第18号

渋川市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市監査委員条例の一部を改正する条例

渋川市監査委員条例（平成18年渋川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（内部統制評価報告書の審査）

第8条 監査委員は、法第150条第5項の規定により内部統制評価報告書が審査に付されたときは、審査に付された日から90日以内に審査に係る意見を市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

内部統制評価報告書の審査に関する規定を加えるため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市監査委員条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（内部統制評価報告書の審査）</u> <u>第 8 条 監査委員は、法第 1 5 0 条第 5 項の規定により内部統制評価報告書</u> <u>が審査に付されたときは、審査に付された日から 9 0 日以内に審査に係る</u> <u>意見を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>（監査又は検査の結果の措置） <u>第 9 条</u> （略）</p> <p>（公表及び告示） <u>第 1 0 条</u> （略）</p> <p>（委任） <u>第 1 1 条</u> （略）</p>	<p>（監査又は検査の結果の措置） <u>第 8 条</u> （略）</p> <p>（公表及び告示） <u>第 9 条</u> （略）</p> <p>（委任） <u>第 1 0 条</u> （略）</p>